

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
岩手高齢協 ほっともとみや

重 要 事 項 説 明 書

(令和6年6月1日)

1、概要

・法人名、種別	岩手県高齢者福祉生活協同組合
・代表者名	理事長 長山 恵子
・事業所名	岩手高齢協 ほっともとみや
・定員	18名(2ユニット)
・開設年月日	平成18年4月1日
・所在地	岩手県盛岡市本宮六丁目14番12号
・電話番号	019-631-3433
・F a x	019-631-3833
・管理者名	所長 川村ゆかり
・事業所番号	0390100022

2、事業の目的及び運営方針

(1) 目的

認知症を有する方が、家庭的な雰囲気の中でスタッフと少人数の共同生活を営みながら認知症の緩和を促し、個人の権利と尊厳を擁護し、自立した生活を送れることを目的とします。

(2) 運営方針

当事業所にあつては、認知症対応型共同生活介護(予防)の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の向上に努力するとともに、入居者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を以って接するよう努めます。また、入居者が長期にわたり安全第一かつ安心して快適に暮らすことのできる共同生活の場として機能するよう努めます。

(3) 運営理念

この本宮地区で、みんなの和・輪・話を大切に、毎日笑いのある楽しい生活を目指します。 共に喜び、共に悲しみ、共に助け合いながら・・・

3、職員体制

従業員の職種	人数	職務の内容
管理者	1	施設利用者及び職員の一元的な管理
計画作成担当者 (介護支援専門員)	2	認知症対応型共同生活介護計画の作成
介護従業者 1 F	8	日常生活支援（入浴、排泄、食事等）
介護従業者 2 F	8	日常生活支援（入浴、排泄、食事等）

○当事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

4、職員の勤務体制

従業者の職種	勤務時間
管理者 介護支援専門員 介護従業者	早番 (7:00～16:00)
	日勤 (9:00～18:00)
	遅番 (11:00～20:00)
	夜勤 (17:30～翌日9:30)

5、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います
避難訓練	別途定める計画にのっとり年2回の避難訓練を入居者の方も参加して行います。
防災設備	・スプリンクラー ・消火器 ・非常警報器 ・自動火災通報装置 ・誘導灯 ・非常照明灯
消防計画等	消防署への届け出日 平成18年3月22日 消防管理者 長山 恵子

6、医療連携体制

(1) 訪問看護ステーション

フレアス訪問看護ステーション盛岡

(2) 医療連携体制及び看取りに関する加算について

別紙にて説明し、同意をいただきます。

7、協力医療機関

医療機関	医院名	ブレスト斉藤外科クリニック
	所在地	盛岡市本宮六丁目17番地16号
	電話番号	019-631-3770
	医院名	ゆいとびあ歯科
	所在地	盛岡市本宮六丁目11番地10号
	電話番号	019-631-2222

8、設備の概要

(1) 構造等

敷地		841.03㎡(254.6坪)
建物	構造	木造二階建(一部鉄骨造)
	建築面積	1F 256.29㎡(77.6坪) 2F 243.09㎡(73.6坪)
	利用定員	18名(1F9名・2F9名)

(2) 居室(1・2階同じ)

居室の種類	室数	面積(1人あたりの面積)	備考
1人部屋	5	9.93㎡	
夫婦部屋	2	9.93㎡(2室利用可)	

(3) 主な設備(1・2階同じ)

設備名	室数	面積	備考
浴室	1	6.21㎡	
洗濯室	1	7.70㎡	
脱衣室	1	4.14㎡	
物干し場	1	7.70㎡	

9、サービス内容及び利用料

(1) 介護保険給付対象サービス

- ①日常生活の援助
- ②認知症対応型共同生活介護(予防)計画の作成
- ③入浴
- ④介護(生活上必要な介護、ターミナルを含む)
- ⑤日常生活リハビリ・レクリエーション等
- ⑥相談援助サービス

(2) 利用料金

ア、基本料金（介護保険給付の一割負担額）

	日額
要支援 2	749円
要介護 1	753円
要介護 2	788円
要介護 3	812円
要介護 4	828円
要介護 5	845円

※入所後30日間に限り初期加算として、上記基本料金に30円/日 加算されます。

※医療連携体制加算Ⅰ、37円/日、医療連携体制加算Ⅱ 5円/日 加算されます。

※協力医療機関連携加算 40円/月

※看取り介護加算として、1. 280円/日（死亡日）

680円/日（死亡日前日～前々日）

144円/日（死亡4日～30日以下）

72円/日（死亡31日～45日以下）

※サービス提供体制強化加算として、22円/日 協力医療連携加算（40円/月）

※介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の18.6% 加算されます。

※入居者の入退院支援の取組

ア) 入院期間中の体制加算として、246円/6日（一月）

イ) 初期加算として、30円/1日につき・30日以内の期間

介護保険基本及び介護保険加算の金額は、介護保険負担割合により算定されます。

イ、利用料

	金額
食材費	1,200円/日
家賃	41,000円/月
日用品費	5,000円/月
水道光熱費	20,000円/月

※ ひと月は30日とします。

(3) その他、負担料金

・理美容代、おむつ代、レクリエーション、行事等は、ご負担いただきます。

・受診は原則としてご家族となります。やむを得ない場合はスタッフが対応いた

しますが、その際の交通手段としてタクシーを利用させていただく場合があります。タクシー料金は入居者様ご負担になります。

- ・その他日常生活において、個々に必要になる物に関しては入居者様のご負担になる場合もございますので、ご了承ください。

(4) 費用

利用料金表の基本料金と加算料金、その他サービス料金の合計が負担金となります。介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、介護給付分と自己負担分を一旦全額お支払ください。利用料のお支払と引き換えに、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。

サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

10、サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	ほっともとみや（受付時間 9:00～17:00）
	担当 川村ゆかり 電話 631-3433
虐待防止委員会	岩手高齢協本部（茶畑事務所）
	担当 村上修 高橋由香 電話 653-5830
岩手県・盛岡市 お客様苦情相談窓口	盛岡市役所 介護保険課 電話 626-7562（直通）
	国保連（盛岡市大沢川原三丁目7番30号） 担当 保健介護課 電話 604-6700

11、夜間緊急時の対応機関

- * もりおか往診クリニック 電話 019-613-5955
- * ブレスト斉藤外科クリニック 電話 019-631-3770
- * 盛岡市立病院 電話 019-635-0101
- * 真山池田医院 電話 019-623-7151
- * フレアス訪問看護ステーション盛岡 電話 019-635-8448

1 2、住居の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 10:00～16:00
	来訪者は面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届けてください。 来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出、外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て ください。
居室・設備 器具の利用	本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により 破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
喫煙	施設内は禁煙となっております。
迷惑行為等	騒音または他者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。また 用もなく他者の居室に入らないでください。
所持金品 の管理	原則的に自己管理となります。入居者一人ひとりの希望や力量に 応じて職員が支援します。
宗教・政治 活動	他者に対する執拗な活動はご遠慮ください。
動物飼育	入居者及び事業所職員と相談し、全員合意の上決定します。

1 3、秘密保持等

- (1) 介護職員等は、サービス提供をする上で知りえたご契約者及びその家族の情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、従業者であった者に、業務上知りえたご契約者及びその家族の情報を保持させるため、離職後に於いてもこれらの情報を保持するべき旨に従業者との雇用計画の内容とします。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等でご契約者及びその家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文章により同意を得るものとします。

1 4、虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
虐待防止に関する責任者 管理者 川村ゆかり
 - ② 成年後見人制度の利用支援
 - ③ 苦情解決体制の整備
 - ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者及び養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

15、衛生管理等

事業者は、介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

16、事故発生時の対応

事業所内に於いて事故等発生した場合は

- 1) 担当者は訪問看護ステーションフレアスに連絡し指示をいただき、速やかに対処いたします。
- 2) ご家族に連絡いたします。
- 3) 介護保険課事業所指定係へ報告いたします。